

医師が届出を行う感染症は以下のとおりです。

平成16年8月現在

診断したら **直ちに** 届け出る感染症

1 類感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。)、痘そう(天然痘)、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱

(注) 擬似症患者、患者、無症状病原体保有者のいずれの場合でも届出をお願いします。

2 類感染症

コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス

急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア

3 類感染症

腸管出血性大腸菌感染症

4 類感染症

E型肝炎、ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)、A型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オウム病、回帰熱、Q熱、狂犬病、高病原性鳥インフルエンザ、コクシジオイデス症、サル痘、腎症候性出血熱、炭疽、つつが虫病、デング熱、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、発しんチフス、ポツリヌス症、マラリア、野兔病、ライム病、リッサウイルス感染症、レジオネラ症、レプトスピラ症

(注) 患者、無症状病原体保有者の場合に届出をお願いします。

診断してから **2日以内** に届け出る感染症

結核(結核予防法による届出)

(注) 患者の場合に届出をお願いします

診断してから **7日以内** に届け出る感染症

5 類感染症

アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)、急性脳炎(ウエストナイル脳炎及び日本脳炎を除く)、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、髄膜炎菌性髄膜炎、先天性風しん症候群、梅毒、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症

(注) 患者の場合に届出をお願いします

また、後天性免疫不全症候群、梅毒は、無症状病原体保有者の場合にも届出をお願いします。

* 5類感染症には指定届出機関のみが届出を行う27疾患があります。

届出は最寄りの保健所へ

厚生労働省・日本医師会